



熊本県公報

号外 第 7 8 号

平成 28 年 12 月 26 日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事課)	1
○熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則	(〃)	3
○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(〃)	7
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	8
○熊本県税災害減免条例施行規則の一部を改正する規則	(〃)	8

規 則

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 4 3 号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 2 年熊本県規則第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 第 2 号中「第 1 5 条の 6 第 3 項」を「第 1 5 条の 7 第 3 項」に改める。
別記第 4 号様式中「治ゆ」を「治癒」に、「第 1 0 条」を「第 9 条」に改め、同様式の注意事項の 3 及び 4 を次のように改める。

3 「5 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求者が請求する休業補償と同一の事由により次に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□.....の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る補償の支給決定後に次に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

(1) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第 8 7 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(2) 国民年金等改正法附則第 7 8 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(3) 国民年金等改正法附則第 3 2 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

(4) 厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号。以下「平成 2 4 年一元化法」という。）附則第 4 1 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 2 4 年一元化法附則第 6 5 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）の規定による障害基礎年金（同法第 3 0 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）

(5) 障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）

(6) 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金又は平成 2 4 年一元化法附則第 4 条第 3 号に規定する改正前国共済法若しくは同条第 6 号に規定する改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）

4 「* 6 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかになるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はない。

別記第4号様式の注意事項に次のように加える。
 5 「7 送金希望の場合」の欄は、この請求に係る補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。
 別記第4号の2様式の注意事項を次のように改める。

〔注意事項〕

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「7 厚生年金保険法等の適用の有無」の欄には、請求者が請求する傷病補償年金と同一の事由により次に掲げる年金たる給付を受ける者であるとき、「□有ける（法律の名称を記入する）」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記番号及び所轄年金事務所に記載した書類を添付すること。また、この請求に係る年金の支給決定後、次に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかその旨を報告すること。
- (1) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金
- (4) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第4条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）
- (5) 障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
- (6) 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金又は平成24年一元化法附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）

3 「8 送金希望の場合」の欄は、この請求に係る補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。

別記第5号様式の注意事項の3を次のように改める。
 3 「6 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求者が請求する障害補償年金と同一の事由により次に掲げる年金たる給付を受ける者であるとき、「□の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

- 1 請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記番号及び所轄年金事務所に記載した書類を添付すること。また、この請求に係る年金の支給決定後、次に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかその旨を報告すること。
- (1) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金
- (4) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第4条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）
- (5) 障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
- (6) 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金又は平成24年一元化法附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）

別記第7号様式「請求者1人の場合又は代表者を選任しない場合」を「請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合」に改め、同様の注の事項の4を次のように改める。
 4 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、死亡職員の遺族又は請求者が次に掲げる年金たる給付を受ける者であるとき、「□の被保険者である。」の□にレ印を記入すること。

発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの」に改め、同様式備考1中「命じられる」を「求める」に改める。

別記第11号様式中「

就業手当支給日数		早期就業支援金支給日数	
----------	--	-------------	--

」を「就業手当支給日数」に改め、同様式備考6中「、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい」を削る。

別記第12号の2様式及び別記第13号様式中「

退職年月日	
-------	--

」を「

退職事由	
退職年月日	

」に改める。

別記第13号の2様式中「カ月」を「月」に、「証明する。」を「証明します。」に、「申し込み」を「申込み」に、「1箇月で」を「1月で」に改め、同様式備考1中「2の「就職先の事業所」欄を「2欄」に、「3の①の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」」を「3欄の①一の雇用契約の期間が7日以上である場合」に改め、同様式備考2中「2及び3の①欄」を「2欄及び3①欄」に改め、同様式備考6中「1箇月間」を「1月間」に改め、同様式備考6を同様式備考7とし、同様式備考5中「4及び5欄」を「4欄及び5欄」に、「50%」を「50パーセント」に改め、同様式備考5を同様式備考6とし、同様式備考4を同様式備考5とし、同様式備考3中「3の②欄」を「3②欄」に、「3の①欄」を「3①欄」に、「すべて」を「全て」に、「以下」を「次」に、「就業の内容」欄を「就業内容」欄に改め、同様式備考3を同様式備考4とし、同様式備考2の次に次のように加える。

3 3①欄の「ハ 雇用期間」欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「(ロ) 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。

別記第18号様式備考2に次のように加える。

別記第13号の3様式中「(箇月)」を「(月)」に、「又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない」を「及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない」に改め、同様式備考1中「1箇月以内(提出期限)」を「1月以内」に改め、「なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。」を削り、同様式備考2中「①から⑩までの欄」を「①欄から⑩欄までの欄」に、「①から③まで及び⑩の欄」を「①欄から③欄及び⑩欄」に改める。別記第13号の4様式備考1中「再就職手当」の次に「に相当する退職手当」を加え、「6箇月」を「6月」に、「2箇月」を「2月」に、「原則として」を「退職当時の」に改め、「なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3中「まで」の次に「の欄」を、「再就職手当」の次に「に相当する退職手当」を加え、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とし、同様式備考5中「再就職手当」の次に「に相当する退職手当」を加え、「6箇月」を「6月」に改め、「7欄まで」の次に「の欄」を加え、同様式備考5を4とし、6を5とし、7を6とする。

別記第14号様式中「(箇月)」を「(月)」に、「又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがない」を「及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない」に改め、同様式備考1中「1箇月以内(提出期限)」を「1月以内」に改め、「なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。」を削る。

別記第16号様式備考1中「申請書は、」の次に「公共職業安定所の紹介による」を加え、「の指示を受けた」を「を終了した」に改め、「広域求職活動を指示した」を削り、同様式備考2中「公共職業安定所が発行した広域求職活動指示書」を「公共職業安定所から広域求職活動を紹介されたこと」を証明できる書類に改め、同様式備考2の次に次の2様式を加える。

別記第 1 7 号様式 (第 2 2 条関係)

短期訓練受講費に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏 名				性 別	男・女	受給資格証番号	
	住所又は居所							
教育訓練	教育訓練施設 の名称	講座名	受講開始 年月日	受講修了 年月日	当該講座に関連する 公的資格		入学科及び受講 料の合計額	
					資格名 () 分類 ()		円	
<p>熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第 2 2 条第 1 項の規定により、上記のとおり短期訓練受講費に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>任命権者 様 申請者氏名 印</p>								

※処理欄	計算欄	支給額
		円

備考

- この申請書は、教育訓練を修了した日の翌日から起算して 1 月以内に、退職当時の任命権者に提出すること。
- この申請書を提出する際は、教育訓練を修了したことを証明することができる書類 (教育訓練を行う者により証明されたものに限る。以下「教育訓練修了証明書」という。)、教育訓練の受講のために支払った費用の額を証明することができる書類 (以下「領収書等」という。)等を添付すること。
- 「当該講座に関連する公的資格」欄の分類については、次に掲げる項目のうち該当するものの番号を記載すること。

1 輸送・機械運転関係	2 医療・社会福祉・保健衛生関係	3 専門的サービス関係
4 情報関係	5 事務関係	6 営業・販売・サービス関係
7 技術関係	8 製造関係	9 その他

- 「入学科及び受講料の合計額」欄の額は、教育訓練修了証明書及び領収書等の両方に記載された額と同一額を記載すること。ただし、教育訓練の受講のために支払った費用の一部が教育訓練を行う者から申請者に対して還付される場合は、当該申請者に対して還付される額を差し引いた額を記載すること。この場合には、当該申請者に対して還付される額を証明できる書類を添付すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

別記第 1 8 号様式 (第 2 2 条関係)

(表)

求職活動関係役務利用費に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏 名				性 別	男・女	受給資格証番号		
	住 所 又 は 居 所								
保育等サービス	項番	利用理由	事業者名	利用日	利用日数	サービス名	利用期間内の求職活動実施日	利用期間内の求職活動実施日数	費用 (自己負担分)
	①	1 面接等のため 2 訓練のため			日			日	円
	②	1 面接等のため 2 訓練のため			日			日	円
	③	1 面接等のため 2 訓練のため			日			日	円
	④	1 面接等のため 2 訓練のため			日			日	円
<p>熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第 2 2 条第 1 項の規定により、上記のとおり求職活動関係役務利用費に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>任命権者 様 申請者氏名 印</p>									

※処理欄	項番	計算欄	支給額
	①		円
	②		円
	③		円
	④		円
	合計		円

(裏)

備考

- 1 この申請書は、失業の証明を受けた期間（以下「失業証明対象期間」という。）中に求人者との面接等又は求職活動関係役務利用費対象訓練の受講（以下「求職活動」という。）を実施するために保育等サービスを利用した場合は、当該失業証明対象期間に係る失業者退職手当支給願を提出する際に、退職当時の任命権者に提出すること。ただし、申請者が高年齢受給資格者又は特例受給資格者の場合にあつては、当該求職活動関係役務利用費に相当する退職手当の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4月以内に行うこと。
- 2 この申請書を提出する際は、保育等サービスの利用のために支払った費用の額を証明することができる書類（以下「領収書等」という。）、求職活動を実施したことを証明することができる書類等を添付すること。
- 3 「保育等サービス」欄については、次の要領により記載すること。
 - (1) 「利用日」欄及び「利用日数」欄については、失業証明対象期間中に利用した保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであっても、求職活動のために利用したものではないものについては、記載しないこと。
 - (2) 「利用期間内の求職活動実施日」欄及び「利用期間内の求職活動実施日数」欄については、「利用日」欄及び「利用日数」欄に記載した利用日及び利用日数のうち、求職活動を実施した日及び日数を記載すること。
 - (3) 「サービス名」欄については、次に掲げる項目のうち該当するものの番号を記載すること。

1 認可保育所で行う保育	2 認可幼稚園で行う保育	3 認定子ども園で行う保育
4 小規模保育	5 家庭的保育	6 居宅訪問型保育
7 事業所内保育	8 一時預かり事業	9 子育て短期事業
10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
11 延長保育事業	12 病児保育事業	13 放課後児童クラブ
14 その他の保育等サービス（認可外保育施設が行う保育等）		
 - (4) 「費用（自己負担分）」欄の額は、領収書等の額と同一額を記載すること。
- 4 ※印欄には、記載しないこと。

附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている受講届その他の書類は、改正後の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（以下「新規則」という。）の規定により提出された受講届その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されている失業者退職手当高年齢受給資格証及び失業者退職手当特例受給資格証（以下「失業者退職手当高年齢受給資格証等」という。）は、新規則の規定により交付された失業者退職手当高年齢受給資格証等とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 45 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成 27 年熊本県規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

目次に、「第10条」を「第12条」に、「第11条・第12条」を「第13条・第14条」に、「第13条」を「第15条」に改める。

第13条を第15条とし、第3章中第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条（見出しを含む。）中「別表第1の9の項」を「別表第1の10の項」に改め、第2章中同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（条例別表第1の11の項に規定する規則で定める事務）

第12条 条例別表第1の11の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 熊本県育英資金貸与基金条例（昭和47年熊本県条例第27号）第7条、第7条の2第1項若しくは第7条の3に規定する育英資金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 熊本県育英資金貸与基金条例第10条の規定による育英資金の返還に関する事務

(3) 熊本県育英資金貸与基金条例第11条の規定による返還債務の履行の猶予若しくは同条例第12条若しくは附則第2項の規定による返還債務の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(4) 熊本県育英資金貸与基金条例第13条の規定による延滞利息の徴収に関する事務

第9条（見出しを含む。）中「別表第1の8の項」を「別表第1の9の項」に改め、同条を第10条とする。

第8条（見出しを含む。）中「別表第1の7の項」を「別表第1の8の項」に改め、同条を第9条とする。

第7条（見出しを含む。）中「別表第1の6の項」を「別表第1の7の項」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（条例別表第1の6の項に規定する規則で定める事務）

第7条 条例別表第1の6の項に規定する規則で定める事務は、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第15条に規定する肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するための施策として、肝炎患者に対して助成する肝炎に係る医療に要する費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第46号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。
別記第13号様式中「第56条第3項」及び「第72条の44第3項」の次に「又は第4項」を加える。
別記第14号の3様式中「個人番号又は」及び「（右詰で記載）」を削り、「記名押印をしてください。」の次に「相続人が個人の場合、個人番号の記載は不要です。」を加える。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成29年1月1日から施行する。
（法人の県民税等に関する規定の適用）
- この規則（別記第13号様式の改正規定に限る。）による改正後の別記第13号様式の規定は、平成29年1月1日以後に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第56条第2項に規定する納期限が到来する法人の県民税に係る延滞金及び第72条の44第2項に規定する納期限が到来する法人の事業税に係る延滞金について適用する。
（経過措置）
- この規則の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定により提出されている相続人代表者指定（変更）届出書は、改正後の熊本県税条例施行規則の規定により提出された相続人代表者指定（変更）届出書とみなす。

熊本県税災害減免条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第47号

熊本県税災害減免条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県税災害減免条例施行規則（昭和38年熊本県規則第27号）の一部を次のように改正する。
第3条中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。
第4条第1項中「第6条」を「第7条」に改め、「別記第2号様式」の次に「、別記第2号の2様式」を、「広域本部長（」の次に「自動車取得税及び」を加え、同条第2項中

「又は賦課処分を知った日」を「、賦課処分を知った日又は熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号。以下「県税条例」という。）第89条第1項に規定する納期限の日」に改める。

附則第2項を次のように改める。

2 第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年4月14日から熊本県税災害減免条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年熊本県規則第47号）の施行の日までの間に発生した災害に係る同条第1項の申請書は、被害を受けた日、賦課処分を知った日若しくは県税条例第89条第1項に規定する納期限の日から2月を経過した日（その日までに当該申請書を提出できない特別の事情がある場合は、その事情がやんだ日から2月を経過した日）又は平成29年3月31日のいずれか遅い日までに提出するものとする。別記第1号様式及び別記第2号様式中「第6条」を「第7条」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号の2様式(第4条関係)

災害免除申請書 (自動車取得税)

熊本県知事 様 年 月 日

申請人

住所又は所在地

氏名又は名称 (印)

電話番号 (- -)

個人番号又は法人番号 (右詰で記載)

熊本県税災害減免条例第7条の規定により代替自動車の自動車取得税の免除を申請します。

(代替自動車：被災自動車に代わり取得した自動車)

Table with 5 columns: 登録番号, 用途, 乗用・貨物, 区分, 自家用・営業用. Includes rows for 納税義務者 (住所, 氏名) and 取得(登録)年月日, 減免を受けようとする自動車取得税額.

(被災自動車：被災により被害のあった自動車)

Table with 5 columns: 登録番号, 用途, 乗用・貨物, 区分, 自家用・営業用. Includes rows for 納税義務者 (住所, 氏名), 被災年月日, 被災場所, and 抹消登録 (永久抹消, 一時抹消(解体済), 一時抹消(解体未済), その他).

(注)「被災場所」の欄には、災害時に自動車を駐車していた場所を明記して下さい。

別記第3号様式中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県税災害減免条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の熊本県税災害減免条例施行規則の規定により提出された申請書とみなす。